

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北條池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	前川 忠義	坂出市江尻町1034番地	平成19年10月15日